

浜田市行財政改革大綱(案)
(答申)

平成 22 年 11 月

浜田市行財政改革推進委員会

Ⅰ 改革の背景

浜田市は、平成 17 年 10 月に市町村合併を行い、合併効果の最大限の発揮、住民自治の視点による協働の推進などを改革の目指す姿として、平成 18 年 2 月に「浜田市行財政改革大綱」を策定し、大綱に基づく実施計画では 118 項目に及ぶ改革項目に取り組んできました。そうした取組みの結果、公共施設の見直しや遊休財産の利活用等に課題は残るものの、職員数の削減や民間委託、補助金の見直しなど一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、平成 12 年の地方分権一括法の施行以降、「地域の個性ある発展、自立」が求められており、引き続き、地域分権型社会への対応は重要となっています。

また、当地域においては、半世紀以上にわたり人口流出、減少が続いており、地域社会の高齢化、過疎化、少子化が進行しています。

地方分権、人口減少社会の到来という現実を見据え、限られた行政資源を経営的な視点から最大限活用し、身の丈にあった行政経営を進めるとともに、複雑化・多様化する住民ニーズに対し、的確に対応しなければなりません。

更には、平成 28 年度以降、普通交付税の合併算定替えの効果が段階的に縮減され、普通交付税約 23 億円が減少することとなっており、行財政改革に従来以上のスピードが求められています。

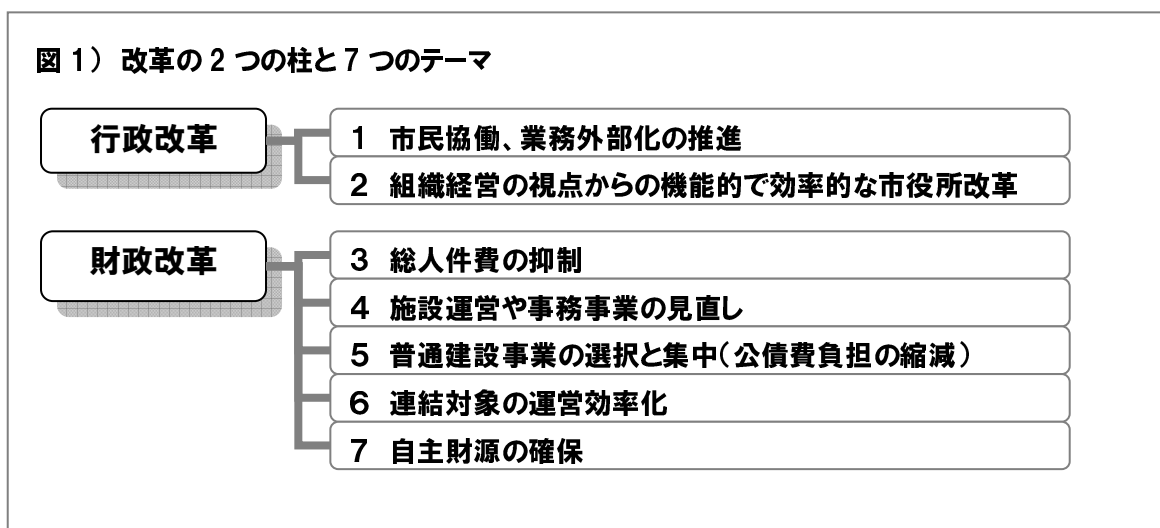
「浜田市総合振興計画」に掲げる将来像「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」の実現に向けて、市民の視点から、子や孫の世代までも安心して暮らせるための聖域なき改革を断行していく必要があります。

以上のような背景から、人材・モノ・カネ・情報を改革する行財政改革に取り組みます。

「行政改革」では、市民協働を進めるとともに、組織・機構改革や個々職員の能力開発、行政評価等により組織経営の視点を持った機能的で効率的な市役所を目指します。

「財政改革」では、総人件費の抑制をはじめ、施設運営や事務事業の見直し、普通建設事業の選択と集中などを進め、将来にわたり安定した財政基盤の確立を図ります。

図 1) 改革の 2 つの柱と 7 つのテーマ



II 改革の具体的なテーマ

行政改革の部

1 市民協働、業務外部化の推進

限られた行政資源の中で、行政の質を高めるためには、行政だけで考えるのではなく、市民と協働し、行政経営を行う必要があります。

そのために、積極的な情報公開を進め市政の透明性を向上させるとともに、市民、住民自治組織や各種団体等との連携強化などを進め、市民の意見を反映し、市民が積極的かつ自主的に市政に参加できる仕組みを構築し、充実します。

さらに、住民自治の視点から、地域の課題を効果的・効率的に解決する分権型社会への転換を行うために、公共サービスの担い手としての「民」と「官」の役割分担を明確にし、「民間でできることは、民間で」の原則に従い、市民と行政の強力なパートナーシップの下、積極的に民間委託等の業務の外部化を推進します。

2 組織経営の視点からの機能的で効率的な市役所改革

市民の価値観や生活の多様化等による行政課題の複雑化、高度化、多様化により、過去の経験則による行政運営から脱却した創造的、効率的な行政経営が求められています。

地方公共団体を取り巻く様々なリスクに対し、職員一人ひとりが行政のプロフェッショナルとして自律し、自らがまちづくりを担っていくことができるよう、浜田市人材育成基本方針に基づき職員の能力開発を行います。あわせて、人事考課制度により人材の育成・確保を図り、能力・実績がより処遇に反映されるよう取組みを進めていきます。そして、自律的に対応可能な体制を整え、組織マネジメントの改革を推進します。

行政評価を推進し、施策や事業を「市民にとっての効果は何か」、「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という成果志向型の行政経営の視点から客観的に評価・検証を行い、効果的・効率的な費用対効果の高い市政、市民に分かりやすい市政を実現します。

これまで以上の法令遵守の徹底はもとより、業務の効率化、公会計改革の推進、監査機能の充実を進め、組織の内部統制を強化します。あわせて、平成 27 年度以降の「大量退職」に備え、より機能的で効率的な職員配置が行えるよう、組織・機構の再編を検討・推進します。

改革の推進には、職員の心身の健康が不可欠です。明るく健全な職場づくりを推進し、職員の意欲を引き出し、人を活かせる職場環境を整備します。

引き続き、市役所改革を進め、組織風土を改革し、組織全体の力を向上させ、信頼される地方公共団体を目指します。

3 総人件費の抑制

市町村合併に伴う効果を最大限に発揮できるよう平成 19 年度に策定した「浜田市定員適正化計画」に基づき、欠員不補充、勸奨退職の積極的な推進によって職員数を削減します。

また、給与制度についても、地域民間給与のより適切な反映、年功序列的な給与上昇の抑制、事務の効率化による時間外勤務の抑制、諸手当の見直しなどにより、総人件費が抑制されるような給与制度の運用、給与水準の適正化を推進します。

そして、給与・定員管理等の積極的な情報公開を継続するとともに、職員福利厚生事業についても、住民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを進め、その実施状況等を市民に公表します。

4 施設運営や事務事業の見直し

施設運営や事務事業などの見直しについては、平成 20 年度に「浜田市物件費等 55 億円財源計画」を策定し、物件費・補助費等の削減に取り組んでいます。

引き続き、施設運営や事務事業の見直しに取り組めます。特に、保有資産の約 9 割を占める公共資産のあり方について、統合・廃止を含めた徹底した見直しを行い、長期にわたり持続可能な財政基盤の確立を図ります。

5 普通建設事業の選択と集中(公債費負担の縮減)

当市では、市民一人あたりの地方債残高が約 80 万円(普通会計、平成 21 年度決算)、実質公債費比率 20.1%(平成 21 年度決算)であり、類似団体と比較しても高い数値となるなど、過年度の公共事業による負担が顕在化しています。

一方で、老朽化する施設の維持更新費用や学校耐震化など喫緊の行政需要に対応する必要に迫られています。

人口、とりわけ税負担の中核となる労働人口が減少していく中で、中長期的視野に立った計画的な財政運営を進めるために、「浜田市中期財政計画」と整合性を図りながら、積極的な繰上償還による公債費負担の縮減を図るとともに、公共事業の重要性、緊急性などを考慮し、「選択と集中」による事業推進を行います。

6 連結対象の運営効率化(公営事業会計、第三セクター、一部事務組合等)

財政健全化法の施行など社会情勢が大きく変化する中、連結対象となる公営事業会計における効率的な財政運営が求められます。

引き続き、市からの人的・経済的な関わり方、経営状況を点検し、市民へ公表していくことで経営の健全化を促進します。

特に、第三セクター等については、平成19年11月に策定した「地方公社等に関する指針」及び国の「地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針」等に基づき、経営改善に向けた取り組みを更に進めます。また、市からの出資状況等に応じ、その経営状況はもとより職員数及び職員の給与等についても、市民に公表し透明性を図るよう要請します。

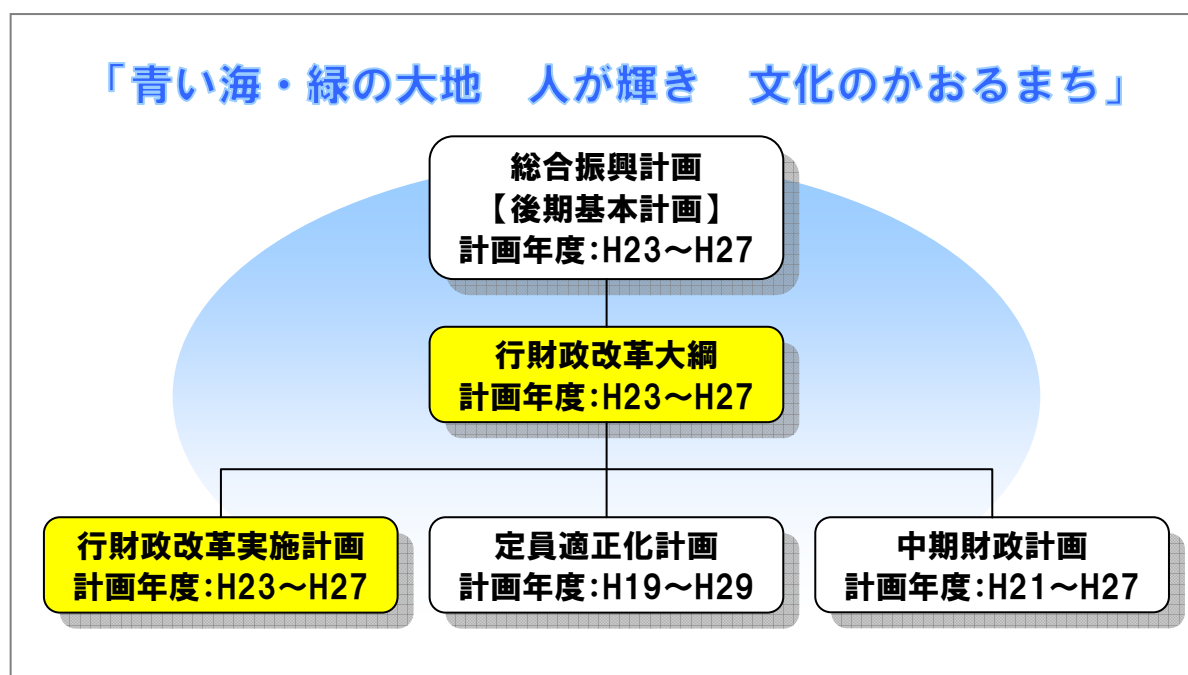
7 自主財源の確保

施設使用料や各種手数料について、受益と負担の原則に基づく利用者負担として、公共サービスを支える納税者、利用者それぞれの立場から理解が得られるよう、他団体との比較など適正な基準に基づき、個々の使用料・手数料の改定を行います。

また、未利用財産の売却促進、土地・建物等の貸付や有料広告事業などの具体的な施策を策定し、保有する資産の有効活用を図ります。

市税等の徴収率の向上については、ネット公売の有効活用も検討し、滞納者への徹底した徴収管理を進め、滞納繰越額の縮減に努めます。

図2) 行財政改革大綱と各計画との関連



III 改革の推進体制等

1 改革の推進期間

計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

2 改革の推進体制

市長を本部とする庁内組織「浜田市行財政改革推進本部」を設置し、本庁支所を問わず、全庁的な体制で改革に取り組みます。

また、学識経験者や公募市民等による「浜田市行財政改革推進委員会」を組織し、市民の意見を取り入れながら市民本位の行財政改革を推進します。

3 実施計画(経営改革プラン)の策定

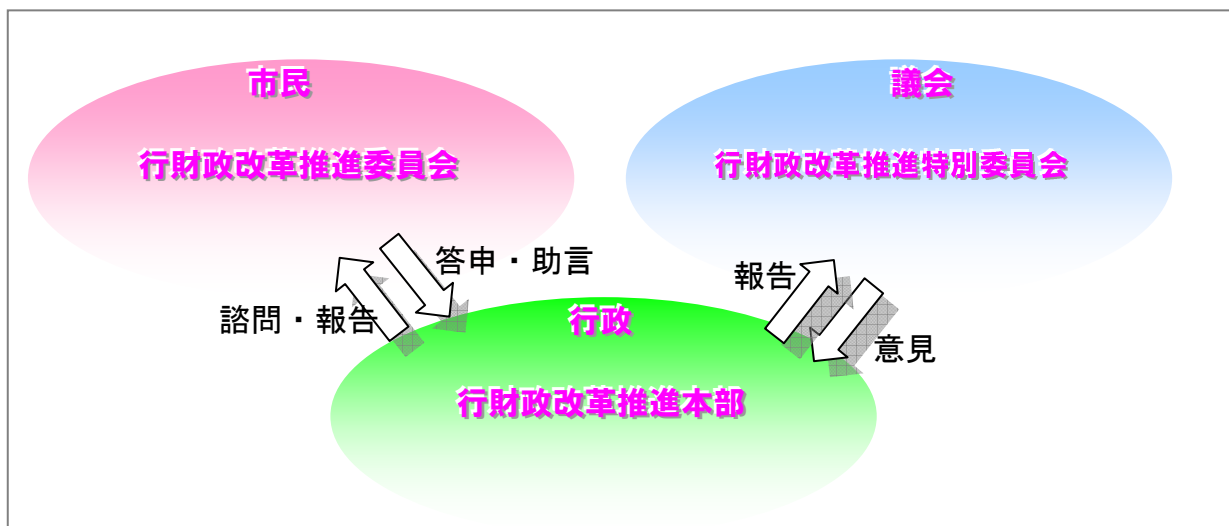
この大綱（2つの柱と7つのテーマ）に基づいて、具体的な改革事項を実施するため、実施計画（経営改革プラン）を策定します。実施計画においては、各実施項目の年度計画、数値目標、担当課を明記します。

なお、実施計画は、国・地方の経済情勢の変化に応じて見直すこととします。

4 公表及び情報公開

市民への説明責任を果たすため、「行財政改革大綱」及び「実施計画」を、市議会、広報、ホームページ等に積極的に公表し、市民と協働して行財政改革を推進します。

図 3) 推進体制



用語集

【分権型社会】

分権型社会とは、既存の「国と地方の役割分担」、「住民と自治体との役割分担」、「サービスと負担の関係」が大きく変革された社会で、自治体の自己決定権が拡充し、同時に自己責任も拡大する社会であるとともに、住民もまちづくりへ主体的に参加する社会

【行政資源】

行政資源とは、「行政が利用することができる資源」のことであり、行政が事業活動に必要とする資源のこと。主たる経営資源には、ヒト（職員等）、モノ（施設、設備など）、カネ（資金）、情報がある。

【地方交付税】

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合とされ、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するもの。普通交付税と特別交付税がある。

【普通交付税、特別交付税】

地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付される交付金

特別交付税は、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるもの

【普通交付税の合併算定替】

合併年度及びそれに続く10か年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障するもの。その後5か年度において、この増加額は段階的に縮減される。

【行政経営】

行政経営とは、住民満足度の向上を目的に、民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開していくこと

【住民自治】

住民自治とは、住民自らが地域発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動すること

【成果志向】

予算投入や事業活動（行政活動）の結果として、市民生活や市民満足度がどうなったか（市民の状況、状態）を重視していく考え方

【保有資産、公共資産】

浜田市の保有する資産には、道路・橋梁等の社会インフラである公共資産、基金・貸付金・長期延滞債権などの「投資等」、資金・未収金・販売用不動産等の「流動資産」などがあります。

【実質公債費比率】

財政健全化法の健全化判断比率（※）のひとつであり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標

※平成 19 年 6 月に成立した『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』において、地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられている。

- ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

